

新規就農者への支援対策が充実・強化されます！！

令和4年度当初予算案が令和3年12月24日に閣議決定され、新規就農に向けた支援策等が拡充・強化されることとなりました。今回は「新規就農者育成総合対策」のうち、資金面の支援および経営発展の支援の概要についてご紹介いたします。内容等をご確認の上ご活用下さい。

1. 資金面への支援（継続）

国が10割負担する担い手支援対策の「経営開始資金」および「就農準備資金」、「雇用就農資金」は実質的に支援内容が継続されます。



| メニュー | 主な概要 | 主な変更点 |
|------------|---|--|
| 経営開始資金（継続） | <p>1. 新たな経営開始者に対する支援 12.5万/月(150万円/年) ×最長3年=450万円</p> <p>2. 補助率：国 10/10</p> | <p>国からの支払方法は、年払いだったものが、月払いも可能に！ (選択制)</p> |
| 就農準備資金（継続） | <p>1. 研修中の研修生に対する支援 12.5万円/月(150万円/年)×最長2年=300万円</p> <p>2. 補助率：国 10/10</p> | |
| 雇用就農資金（再編） | <p>1. 就農希望者を新規雇用する雇用元への支援 60万円/年×最長4年=240万円</p> <p>2. 補助率：国 10/10</p> | <p>120万円/年×最長2年間だったものが、60万円/年×最長4年間に変更。</p> |

2. 経営発展への支援（経営発展支援事業）（令和4年度からの新規事業）

上記1の資金面の支援に加え、機械・施設等の導入を支援する対策が令和4年度より新たに追加されます。この事業は親元就農者も対象となります！

〔経営発展支援事業の主な概要〕

- 対象者：49歳以下で令和4年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者であって、都道府県から支援を受ける者
- 補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限 1/2)
〈例〉国1/2、県1/4、本人1/4
- 支援額：補助対象事業費上限 1,000万円
(上記1の「経営開始資金」と同時利用も可能。ただし、同時利用の場合、当該事業の補助対象事業費上限は500万円となります。)
- 対象経費：機械(軽トラ除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等
(初期投資的な経費を対象とし、本人負担分について融資を受けていることが条件となります。)

※事業に関するデータは、下記のURLに記載されておりますので、ご参照ください。

新規就農者育成総合対策: https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r4yokyu_pr58.pdf

